

学びのち 足らざるを知る

-榎本武揚



衆議院議員

おおつき
紅葉

知れば知るほど、
知らないことが多いことに気づかされます。
学びにゴールはなく、
与えられた時間でどこまでたどり着くか、
自分自身に問いかける日々です。
ここ北海道という大地を含め、
コロナ後の社会には無限の可能性がある中で、
いかに時代にあった国の道筋を描いていけるのか。
1月17日から始まった通常国会でも学びを重ね、
新人ながらも問題を明らかにし、問いかけ、
みなさんのチャレンジを応援できるような政策を
提案していきます。

ポスター掲示のお願い

ご自宅、ガレージ、畑などポスターをご掲示いただける方が
いらっしゃいましたら、すぐに伺わせていただきます。

立憲民主党北海道第4区総支部 おおつき紅葉事務所

《地元》〒047-0024 小樽市花園2-6-7 プラムビル5F
電話 0134-61-7366 FAX 0134-33-7345
《国会》〒100-8982 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館820号室
電話 03-3508-7493 FAX 03-3508-3320

号外 VOL.4
【2月号】
2022.02.01

北海道4区
(後志 小樽市 札幌市手稲区・西区一部)



《立憲民主編集部》

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-12-4 ユビビル3F
電話 03-6811-2301
FAX 03-6811-2302
goiken@cdp-japan.net
<http://cdp-japan.jp/>

まん延防止措置中の「部活動」や「家族旅行」は？



1月27日から全道でまん延防止等重点措置が適用されました。昨年8月から4回目となりますが、今回は社会経済活動を維持するためにも酒類提供は条件付きで認められるなどの措置がとられています。

今回、飲食店と並んで感染拡大防止のカギと言われているのが学校や若年層への対応です。

道は「部活動」は時間や人数、場所を選び、感染対策の徹底が難しい場合は休止、「修学旅行」は保護者の意向を確認した上で慎重に実施することなどを要請しています。なんとか、卒業式・卒園式の時期までには収束を願います。

まん延防止等重点措置適用に伴う道の主な要請	
対象区域＝全道	期間＝1月27日～2月20日
道民	●感染に不安を感じる無症状者はワクチン接種の有無にかかわらず無料検査を受ける ●飲食は4人以内で短時間。会話時はマスク着用
第三者認証店 （選択可） 飲食店（カラオケ店、結婚式場など含む）	① ●営業は午前5時～午後9時 ●酒類提供は午前11時～午後8時 ●協力金は中小・個人事業者1日2万5千～7万5千円、大企業1日最大20万円 ② ●営業は午前5時～午後8時 ●酒類提供は終日停止 ●協力金は中小・個人事業者1日3～10万円、大企業1日最大20万円
非認証店	●営業は午前5時～午後8時 ●酒類提供は終日停止 ●協力金は中小・個人事業者1日3～10万円、大企業1日最大20万円
学校	●同一グループの同一テーブルへの入店内は4人以内 ●カラオケは認証の有無にかかわらず、感染対策を徹底すれば提供可
百貨店、ショッピングセンター、パチンコ店、劇場など	●修学旅行などは慎重に検討し、保護者の意向を確認した上で実施。まん延防止措置区域は旅行先としない ●部活動は時間や場所、人数を厳選し、感染対策徹底
イベント	●入場整理やマスク着用の周知、飛まつを遮る板の設置、利用者の同士の距離確保など感染防止対策を実施
事業所	●5千人以内（大声が想定される場合は収容率50%以内） ●感染防止安全計画を策定すれば最大2万人 ●営業は午後9時（無観客除く）、酒類提供は午後8時まで ●事業継続計画（BCP）の点検、策定

※ は要請に応じない場合、知事が命令し、従わない場合は20万円以下の過料を科せる（北海道新聞26日付）

1月17日から始まった通常国会ではコロナ対策について議論が行われています。政府分科会の尾身会長がオミクロン株対策として「人流抑制」から「人数制限」へシフトすべきと主張しており、「知事の判断で広範な行動制限をするということも考えられる」と答弁しました。

では「家族旅行」はいいの？

政府の基本的対処方針では「不要不急の都道府県間の移動は極力控えるように要請する」と書かれています。国会で立憲民主党は「感染対策をすれば旅行はしてもいいということか？」と質問。山際新型コロナ担当相は「例えば、いつも一緒にいる家族で移動することに関して、何か制限をする必要はない」と述べた上で、「混雑した場所や感染リスクの高い場所を除き、外出自粛要請の対象としない。『ケースバイケース』だ」と述べました。これでは、自己責任の範囲内で終わってしまいます。政府には統一見解を求めたいと思います。



新支援金の申請開始

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に依り、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に依り」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

- 一時支援金または月次支援金を受給された方
事前確認が不要! 提出書類が少ない! 過去の申請情報を活用可能!
- 登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方
事前確認を簡略化! 提出書類が少ない! 詳細は裏面をご覧ください

コロナの影響を受けた中小企業法人・個人事業者に対する『事業復活支援金』の申請が1月31日から始まります。申請は専用サイトで行い、売り上げがわかる帳簿などの書類添付が必要となります。申請は5月末まで。

問い合わせ相談窓口:0120-789-140
<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp>



立憲民主党はコロナでダメージを受けた観光関連事業者を支援する『観光産業事業継続支援金(仮)』の法案を昨年4月に続き、今国会でも提出する方向で準備を進めています。

高値続きの原油価格

今年はガソリンや灯油の高騰が続いており、とうとう経産省も石油元売各社に1リットルあたり3.4円を補助する制度を1月27日から初めて発動しました。3月末までの時限措置です。効果が出るまで1.2週間と言われているため、今後も小売価格や原油相場を注視する必要があります。

立憲民主党はかねてから揮発油税などを減税する「トリガー条項」の凍結解除を求めてきました。しかし、1月26日の予算委員会で立憲民主党が「制度自体が使いにくく、凍結が続くのであれば、活用の仕方を変えてみてはどうか」と提案したのに対し、岸田総理も「いいご提案だ、経産省にも考えていただきたい」と述べたので、是非議論を前に進めていただきたいと願います。とにかく、北国では生活に直結する深刻な問題なので、今後も政府の対応に注視していきます。



子どもへのワクチン

5歳から11歳の子どもの接種について、厚労省は無料で受けられる公的な予防接種に位置付ける方針を決めました。保護者が有効性や安全性を考慮して接種するかどうかを選択できる「努力義務」にするかは1月26日現在も議論が続いています。政府は子供用のワクチンは2月から輸入される予定で、早ければ3月以降に接種開始の見込みを示しています。

